

五十六 第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(遊休資産の交換)</p> <p>65の13 - 1 措置法第65条の13第1項又は第4項.....<u>同条第1項各号</u>.....</p> <p>(注)<u>法第2条第20号</u>.....</p> <p>(交換に伴い認定事業用地の区域内の土地建物等を取得した場合)</p> <p>65の13 - 4</p> <p>.....<u>同項又は同条第4項の規定</u>.....</p> <p>.....<u>同条第1項又は第4項</u>.....<u>法第50条第1項若しくは第5項</u>.....</p> <p>(所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合)</p> <p>65の13 - 5</p> <p>.....<u>措置法第65条の13第1項又は第4項</u>.....</p> <p>.....<u>これらの規定</u>.....<u>法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第65条の2第1項、第65条の7第1項(第65条の8第7項において準用する場合を含む。)若しくは第65条の7第9項(第65条の8第8項において準用する場合を含む。)</u>.....</p> <p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65の13 - 9<u>措置法第65条の13第1項又は第4項</u>.....</p> <p>...</p>	<p>(遊休資産の交換)</p> <p>65の13 - 1 措置法第65条の13第1項.....<u>同項各号</u>.....</p> <p>(注)<u>法第2条第21号</u>.....</p> <p>(交換に伴い認定事業用地の区域内の土地建物等を取得した場合)</p> <p>65の13 - 4</p> <p>.....<u>同項の規定</u>.....</p> <p>.....<u>同項</u>.....<u>法第50条第1項</u>.....</p> <p>(所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合)</p> <p>65の13 - 5</p> <p>.....<u>措置法第65条の13第1項</u>.....</p> <p>.....<u>同項の規定</u>.....<u>法第50条第1項又は措置法第65条の2第1項、第65条の7第1項(第65条の8第2項において準用する場合を含む。)</u>.....</p> <p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65の13 - 9<u>措置法第65条の13第1項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</p> <p>65の13 - 13 措置法第65条の13第1項又は第4項.....法人が確定申告書等又は同条第6項に規定する書類.....</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65の13 - 14 (第65条の14第8項において準用する場合を含む。)又は措置法第65条の13第4項 (第65条の14第9項において準用する場合を含む。).....措置法第65条の13第3項又は第5項.....特別償却等.....</p> <p>(廃 止)</p> <p>(特別勘定の設定に関する承認申請書及び特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</p> <p>65の13 - 15措置法規則第22条の9の2第4項.....</p> <p>(注) 法人が当該法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合において、当該法人が法第75条の2第1項の適用を受けている法人であっても、措置法第65条の14第5項の特別勘定の引継ぎの規定の適用を受けるとき</p>	<p>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</p> <p>65の13 - 13 措置法第65条の13第1項.....法人が確定申告書等.....</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却の不適用)</p> <p>65の13 - 14 (第65条の14第3項において準用する場合を含む。).....措置法第65条の13第4項.....特別償却.....</p> <p>(被合併法人の最後事業年度に係る特別勘定の取得期間)</p> <p>65の13 - 15 合併法人が被合併法人から措置法第65条の14第1項の特別勘定を引き継いだ場合において、その特別勘定が被合併法人の合併の日を含む事業年度に設定されたものであるときは、その特別勘定に係る同項に規定する取得期間は、当該合併に係る合併期日から起算する。</p> <p>(特別勘定を設定する場合の承認申請書の提出)</p> <p>65の13 - 16措置法規則第22条の9の2第3項.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>は、同条第 6 項に規定する書類の提出については、当該適格分割型分割の 日以後 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p>	